

クリーニング業における人力運搬機を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9~10	事業所敷地内の工場の荷おろし場にて、トラックの荷台にあるラック（1760cm×1110cm×1500cm・約100kg）をフォークリフトで下ろす際、フォークリフトの届く位置へラックを移動させようとして、中腰でラックを押したところ腰部に激痛がはしった。	47	10~29
3	16~17	洗い終わった洗濯物を傾斜させたワゴンに取り出す時、ワゴンが不安定な状態で洗濯物が入り、上下にバウンドしたワゴンが肋骨にぶつかった。	22	100~299
4	10~11	タオルたたみ機で使うカートに乾燥後のタオルを入れている作業をしていた所、後方のカートを他の人が動かした為にカートが左足ふくらはぎ下にあたり打撲を負った。	59	50~99
5	12~13	工場敷地内倉庫にて、クリーニングされたタオルを配送車に積み込むため、肩に担ぎ上げようと持ち上げた際に製品の積まれた台車の一部が錆び落ちていて、その部品の金属に左腕を擦り切り傷を負った。	59	100~299
7	13~14	荷降し先での作業中、カゴ台車に約200kg（11kg×18ケース）の荷物をトラックから引っ張り出す際に、トラックの荷台が倉庫の床より15cm位高かったため、鉄板を敷いて段差を無くしたが傾斜ができてしまい、カゴ台車ごと転倒し左足大腿部を骨折してしまった。	48	100~299
7	11~12	車輛を運転中、脇見運転をしたことにより渋滞中の車列に後方から追突してしまい、運転席に下半身を挟まれ救急隊により救出されたが、左膝及び腰にケガを負った。	23	100~299

7	11~ 12	一般タオルラインにて、製品排出の籠出し作業を実施中、空籠を運搬しているときに、誤って室内履きの上に籠を乗せてしまい、転倒した。その際、左上腕部を床に強打し、剥離骨折で全治4週間と診断された。	51	~ 299	100
10	14~ 15	第二工場生産部事務所近くの台車置き場にて、マットを入れておく為の台車が一杯になった為、台車の入れ替えをしようと引っ張ったところ、台車が重く動かなかったため、両手で思いっきり張った時に、足元の注意を怠り、左足の親指が轆かれてしまった。	30	~ 299	100
12	18~19	1Fエレベーターでキャスターを引きながら出る時、キャスターが他のキャスターにぶつかり、動く向きが変わり、持っていた左手首が無理に曲がってしまい、手首をけがしてしまった。	52	~ 99	50

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html